

平成２３年度青森県建設工事競争入札参加者資格における等級の決定基準等について

１ 各業種の等級決定基準

総合点による等級決定の基準は次のとおりです。また、総合点、有資格技術者数にかかわらず、経営事項審査の業種別年間平均完成工事高が一定額（土木一式工事、建築一式工事にあつては１０００万円、その他の業種にあつては３００万円）未満の業種を申請した場合は、土木一式工事、建築一式工事にあつてはＣ級、その他の業種にあつてはＤ級とします。（平成２２年度の資格審査からこの完成工事高基準が新たに等級決定基準として設定されています。）

土木一式工事

等級	基準点		有資格技術者数	
	旧基準	新基準	１級	１級＋２級
特Ａ	1140点以上	1140点以上	５人以上	１０人以上
Ａ	900点以上	890点以上	３人以上	６人以上
Ｂ	720点以上	720点以上	－	３人以上
Ｃ	720点未満	720点未満	－	２人以上

建築一式工事

等級	基準点		有資格技術者数	
	旧基準	新基準	１級	１級＋２級
特Ａ	1010点以上	1020点以上	４人以上	８人以上
Ａ	830点以上	840点以上	２人以上	６人以上
Ｂ	720点以上	720点以上	－	３人以上
Ｃ	720点未満	720点未満	－	２人以上

電気工事

等級	基準点	
	旧基準	新基準
Ａ	850点以上	850点以上
Ｂ	690点以上	690点以上
Ｃ	630点以上	630点以上
Ｄ	630点未満	630点未満

管工事

等級	基準点	
	旧基準	新基準
Ａ	850点以上	860点以上
Ｂ	700点以上	700点以上
Ｃ	640点以上	660点以上
Ｄ	640点未満	660点未満

ほ装工事

等級	基準点	
	旧基準	新基準
Ａ	930点以上	940点以上
Ｂ	790点以上	800点以上
Ｃ	670点以上	690点以上
Ｄ	670点未満	690点未満

その他２３業種

等級	基準点	
	旧基準	新基準
Ａ	840点以上	850点以上
Ｂ	670点以上	680点以上
Ｃ	600点以上	640点以上
Ｄ	600点未満	640点未満

2 等級に関するお知らせと質問期間

各申請者に資格の認定及び等級決定についてのお知らせを郵送しました。これに対する質問は、次の期間内にお願いいたします。

平成23年6月10日（金）～20日（月）（9：00～17：00）

青森県庁県土整備部監理課建設業振興グループ

電話 017-722-1111（内線4240）

3 等級名簿の公表

青森県建設業ポータルサイトでご覧いただけます。

4 総合点の算出方法

総合点の算出方法は次の計算式によります。

$\text{総合点} = \text{経営事項審査総合評定値} + \text{発注者別評価点}$ （工事成績点＋各種加点・減点項目）
--

5 工事成績点の算出方法

平成23年度建設業者等級格付審査の工事成績点の計算方法は、次のとおりです。

$$\text{工事成績点} = \Sigma \{ \text{工事規模} \times (\text{工事成績評定点} - 69) \}$$

業種毎に、上の計算方法により算出した数値を積み上げし、別表の合計点数に当てはめて得られた数値を工事成績点としています。

（1）今回対象工事

平成19年1月1日から平成22年12月31日までに完成した県（※1）、国（※2）（但し国土交通省東北地方整備局、農林水産省東北農政局および防衛省東北防衛局）発注工事を対象とします。

※1 県発注工事とは、下記①、②に該当する工事のことを指します。

① 250万円以下でかつ随意契約の工事を除く工事

② 知事部局・県警本部・公営企業課・教育庁学校施設課及び県が50%以上出資している公社並びに地方職員共済組合青森県支部及び県警共済組合青森県支部が発注している工事。

※2 国発注工事は、最終契約金額が500万円以上で、かつ施工場所が青森県のものに限ります。

（2）工事規模

単体の場合 最終契約金額÷100万円の少数点第3位以下を切り捨てた値

JVの場合 最終契約金額×出資比率÷100万円の少数点第3位以下を切り捨てた値

国の場合 最終契約金額×0.2÷100万円の少数点第3位以下を切り捨てた値

※最終契約金額が100万円に満たない場合は、工事規模を1とします。

（3）工事成績評定点

発注機関から通知されている完成検査結果通知書又は工事成績評定通知書に記載された点数。なお、工事成績評定点が69点以下の場合は（工事成績評定点－

69)の部分を0とみなします。

(4) 工事成績評定点の付されていない工事は工事成績評定点を76点とします。

6 平成23年度随時の資格審査

(1) 平成23年度随時の資格審査の受付期間

平成23年7月1日～平成24年6月30日

(2) 随時の資格審査の場合の資格の有効期間

資格の認定の通知を受けた日から平成24年6月30日まで

(3) 申請の手引き

青森県建設業ポータルサイトで公表。

(4) 平成23年度経営事項審査の改正に伴う審査方法について

新基準（H23.4.1以降適用）による経営事項審査の総合評定値を用いて資格審査申請をしようとする場合は、旧基準による評点の再計算をした上で等級を決定します。

なお、技術職員数については新基準による職員数を採用します。

(別表)
換算表

合計点数		工事成績点	合計点数		工事成績点
			2,400 以上	2,700 未満	260
2,000,000 以上		1,810	2,200 以上	2,400 未満	253
1,500,000 以上	2,000,000 未満	1,810	2,000 以上	2,200 未満	246
1,200,000 以上	1,500,000 未満	1,692	1,800 以上	2,000 未満	239
1,000,000 以上	1,200,000 未満	1,602	1,600 以上	1,800 未満	230
800,000 以上	1,000,000 未満	1,497	1,400 以上	1,600 未満	221
600,000 以上	800,000 未満	1,373	1,300 以上	1,400 未満	216
500,000 以上	600,000 未満	1,300	1,200 以上	1,300 未満	211
400,000 以上	500,000 未満	1,215	1,100 以上	1,200 未満	206
300,000 以上	400,000 未満	1,114	1,000 以上	1,100 未満	200
250,000 以上	300,000 未満	1,055	900 以上	1,000 未満	194
200,000 以上	250,000 未満	986	810 以上	900 未満	187
150,000 以上	200,000 未満	904	730 以上	810 未満	182
120,000 以上	150,000 未満	846	660 以上	730 未満	176
100,000 以上	120,000 未満	801	600 以上	660 未満	171
80,000 以上	100,000 未満	748	540 以上	600 未満	166
60,000 以上	80,000 未満	686	480 以上	540 未満	160
50,000 以上	60,000 未満	650	440 以上	480 未満	156
40,000 以上	50,000 未満	607	400 以上	440 未満	151
30,000 以上	40,000 未満	557	330 以上	400 未満	143
25,000 以上	30,000 未満	527	270 以上	330 未満	135
20,000 以上	25,000 未満	493	200 以上	270 未満	123
15,000 以上	20,000 未満	452	150 以上	200 未満	113
12,000 以上	15,000 未満	423	120 以上	150 未満	105
10,000 以上	12,000 未満	400	100 以上	120 未満	100
9,000 以上	10,000 未満	388	80 以上	100 未満	93
8,100 以上	9,000 未満	375	60 以上	80 未満	85
7,300 以上	8,100 未満	364	50 以上	60 未満	81
6,600 以上	7,300 未満	353	40 以上	50 未満	75
6,000 以上	6,600 未満	343	25 以上	40 未満	65
5,400 以上	6,000 未満	332	15 以上	25 未満	56
4,800 以上	5,400 未満	321	10 以上	15 未満	50
4,400 以上	4,800 未満	312	6 以上	10 未満	42
4,000 以上	4,400 未満	303	4 以上	6 未満	37
3,600 以上	4,000 未満	294	2.5 以上	4 未満	32
3,300 以上	3,600 未満	286	1.5 以上	2.5 未満	28
3,000 以上	3,300 未満	278	1 以上	1.5 未満	25
2,700 以上	3,000 未満	270		1 未満	0